

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成26年5月14日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年6月24日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成22年度監査結果報告分)

1 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

松くい虫薬剤防除事業及び伊是名村保安林保育事業の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当せず、入札に付すべきものを随意契約していた。

(農林水産部北部農林水産振興センター森林整備保全課)

(2) 講じた改善措置の内容

松くい虫薬剤防除事業及び伊是名村保安林保育事業の委託契約は、平成25年度から指名競争入札に付している。

2 長期継続契約等で契約すべきもの

(1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていた。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

(企画部畜産研究センター)

(2) 講じた改善措置の内容

当該契約は平成25年度までの契約であった。

今後、類似の契約を締結する際には、沖縄県財務規則等に基づき適正な契約事務に努める。

(平成23年度監査結果報告分)

1 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事項について」（人事課長通知）により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。

(農林水産部八重山農林水産振興センター農業改良普及課)

イ 薬品搬送業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約をする場合は、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定に基づき、予定価格を変更できないにもかかわらず予定価格（48,682,200円）を上回る金額（49,395,528円）で契約していた。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、会計事務研修を開催し、平成25年度から沖縄県職員の被服等貸与規程に基づいた適正な貸与を行なっている。

イ 指摘後、契約事務について職員に周知を図り、平成26年度は当該業務の指名競争入札において、予定価格の範囲内で契約を締結した。

2 長期継続契約等で契約すべきもの

(1) 指摘の内容

翌年度以降にわたり公用車両の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結する必要があるが、実質的には複数年にわたる賃貸借契約となっているにもかかわらず、毎年同一業者と単年度契約を締結していた。

(病院事業局県立病院課)

(2) 講じた改善措置の内容

当該契約は平成25年度までの契約であった。

今後、類似の契約を締結する際には、条例、規則等に基づき適正な契約事務に努める。

(平成24年度監査結果報告分)

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙収納に係る事務が適正でないものが次のとおりあった。

ア 消印が押されていないもの

- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）

イ 消印が不明瞭なもの

- ・土木建築部（北部土木事務所）
- ・警察本部（交通企画課）

ウ 証紙ではなく収入印紙が貼付されたもの

- ・福祉保健部（障害保健福祉課）

エ 証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならぬが、消印の日付けが受理した日より前後しているもの

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター森林整備保全課、八重山農林水産振興センター農林水産整備課）

- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）
- ・警察本部（交通企画課）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、証紙収納に係る事務については、沖縄県証紙条例等に基づき、適正な時期に消印を押し、複数でチェックを行う等、適正な事務処理に努めている。

[支 出]

(1) 消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの

消耗品等の購入に当たり、検査体制が適切でないものが次のとおりあった。

ア 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成されていないもの

- ・総務部（自動車税事務所）
- ・農林水産部（園芸振興課）
- ・商工労働部（情報産業振興課）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）
- ・警察本部（宜野湾警察署）

イ 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認をする検査員は、予算執行伺いをした職員以外の職員でなければならないが、同一人であるもの

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター農業水産整備課）

ウ 検査調書に検査を実施したと記載されている検査日に、検査員が休暇を取得していたもの

- ・環境生活部（環境整備課）
- ・福祉保健部（中央保健所、看護大学）

- ・農林水産部（中央卸売市場、南部林業事務所）
- ・土木建築部（南部土木事務所、宮古土木事務所）
- ・教育庁（本部高等学校、那覇商業高等学校、宮古総合実業高等学校）
- ・病院事業局（北部病院、宮古病院、八重山病院、精和病院）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後、消耗品等の購入に関しては、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程に基づき検査調書を作成し、検査日の確認に留意して複数でチェックを行う等、適切な事務処理に努めている。

(2) 支出負担行為が遅れていたもの

補助金の交付決定をするとき、委託料の契約を締結するとき、又は貸付金の貸付決定をするときは支出負担行為をする必要があるが、遅れていたものが次のとおりあった。

- ・企画部（地域・離島課） 約7か月遅れ
- ・環境生活部（衛生環境研究所） 約6～9か月遅れ
- ・福祉保健部（福祉保健企画課） 約4か月遅れ
- ・商工労働部（産業政策課、国際物流推進課） 約3か月遅れ
- ・教育庁（県立学校教育課、義務教育課、文化財課、県立図書館） 約3～7か月遅れ

○ 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時に支出負担行為の整理を行うとともに、複数でチェックを行う等、適正な事務処理に努めている。

(3) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

支払期限を過ぎて電気料金等を支払ったため、遅収加算額や延滞利息が生じ、不経済な支出となっていたものが次のとおりあった。

- ・福祉保健部（中央児童相談所 1,451円）
- ・農林水産部（家畜衛生試験場 9,626円）
- ・土木建築部（八重山土木事務所 32,986円）
- ・教育庁（島尻教育事務所 2,611円、泡瀬特別支援学校 22,392円）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター 1,149円）
- ・警察本部（名護警察署 37,493円）

○ 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数で支払期日の設定を確認する等留意し、適切な事務処理に努めている。

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制等が適正でないものが次のとおりあった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を定め、届出をしなければならないが、なされていないもの

- ・環境生活部（平和祈念資料館八重山平和祈念館）
- ・福祉保健部（身体障害者更生相談所）
- ・農林水産部（畜産研究センター、水産海洋技術センター石垣支所、南部農業改良普及センター、<水産業改良普及センター>）
- ・教育庁（島尻教育事務所、豊見城南高等学校）
- ・警察本部（警察学校）

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（年1回）を実施しなければならないが、実施していないもの

- ・環境生活部（動物愛護管理センター、平和祈念資料館八重山平和祈念館）
- ・福祉保健部（中部福祉保健所、八重山福祉保健所）
- ・農林水産部（畜産研究センター、南部農業改良普及センター、<水産業改良普及センター>）
- ・文化観光スポーツ部（芸術大学）
- ・土木建築部（沖縄県ダム事務所）
- ・教育庁（島尻教育事務所、北谷高等学校）
- ・警察本部（運転免許課、機動隊、警察学校）

- ウ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回も実施していないもの
 ・病院事業局（宮古病院）
- エ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回しか実施していないもの
 ・総務部（自治研修所）
 ・福祉保健部（総合精神保健福祉センター）
 ・教育庁（沖縄ろう学校）
 ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）
- オ 消防用設備等の機器点検は6月ごとに実施する必要があるが、2回目の機器点検が実施されていなかったもの
 ・福祉保健部（コザ児童相談所）
- 講じた改善措置の内容
 指摘後、防火管理者の届出並びに消火、通報及び避難訓練並びに消防用設備等の点検については、消防法等に基づき適正に実施している。

【知事公室】

1 予算措置事務が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

農業移住者等に係る債務保証業務等の終了に伴う農林水産省への返還金支払については、予算措置すべき時期にその措置を怠り、緊急の流用手続をとって返還を行っていた。

(知事公室交流推進課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、適切な時期に予算措置を講じるよう職員に周知を図り、沖縄県財務規則等に基づき適正に事務処理を行っている。

2 被服等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防関係業務に従事する者に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿が作成されていなかった。

(知事公室消防学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、被服等貸与整理簿を作成し、整理をしている。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

ア 県税

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8
平成23年度	94,226,704,376	90,672,307,089	316,166,013	3,425,749,165	96.2
対前年度比	103.6	104.2	155.1	82.7	—

(総務部税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事 項 収入未済額 調定額に対する 収入未済額の

収入未済額の割合 対前年度増加率

イ 土地貸付料 73,545,753円 9.2% △0.5%

(総務部管財課)

ウ 所有者不明土地 貸付料 9,279,443円 32.8% 8.2%

(総務部管財課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 個人県民税の収入未済額は、県税収入未済額の約76パーセントを占めていることから、以下のと

おり徴収対策を実施して、引き続き収入未済額の圧縮に努めている。

- (ア) 各県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会をとおして市町村との相互において緊密な連携を図る。
- (イ) 県税事務所として援助が必要と思われる市町村については、県職員の併任発令（平成19年度以降）、実務研修生の積極的受入れ（平成21年度以降）、地方税法第48条の規定に基づく直接徴収（平成17年度以降）、共同催告を実施している。
- (ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図る。
- (エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

自動車税については、これまでの取組みにより納期内納付率及び現年課税分の収入率が全国水準となったものの、収入未済額は依然として個人県民税に次ぐ割合となっていることから、以下のとおり徴収対策を実施して、引き続き収入未済額の圧縮に努めている。

- ① 徹底した財産調査、差押え、タイヤロックの実施などあらゆる徴収対策を講じる。
- ② コンビニ納付（平成19年度から）、郵便局納付（平成22年度から）、クレジット納付（平成25年度から）を実施して納税機会を拡大し、納税者の利便性の向上を図っている。
- ③ 納期内納付率促進のための広報活動を展開している。

イ 土地貸付料については、引き続き債権回収会社へ委託し、徴収の強化を図るとともに、隨時、電話督促及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促及び納入指導を行った。長期高額滞納者については、呼び出しによる個別面談や家庭訪問を行い、督促納入指導を行った。

無資力等で納付困難な事案については、計画的な支払いができるように履行延期の相談を行った。また、長期高額の滞納で納入の意思が示されない悪質な事案に対しては、訴えを提起した。

平成26年3月31日時点では、訴訟の和解による支払額1,521,282円を含む13,560,298円を収納し、不納欠損による5,494,471円と合わせて、19,054,769円の未収金を整理した。

ウ 所有者不明土地貸付料については、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、督促状の発送、滞納者への自宅訪問及び電話による督促を実施した。

その結果、平成26年3月31日時点で、933,889円を回収した。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

ア 扶養手当の支給に当たって、同居していた両親と別居したことに伴い、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で92,125円の過払いとなっていた。

（総務部自治研修所）

イ 単身赴任手当の支給に当たって、認定した後に誤りに気づき認定を取り消したが、返納手続がなされておらず、272,000円の過払いとなっていた。

（総務部東京事務所）

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、期末手当及び単身赴任手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

1件3万円以上の消耗品の購入に当たって、見積書を徴する必要があるが、徴していないかった。

（総務部自動車税事務所）

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、1件3万円以上の消耗品の購入に当たっては複数でチェックを行い、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 証紙の消印規格が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

登録免許税に係る証明願等の手続において、願書等に貼付されている証紙の消印が、証紙条例施行

規則に定める規格となっていたなかった。

(総務部総務私学課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、規格に適合した消印を作成し使用している。

【企画部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で675,649円の過払いとなっていた。

(企画部企画調整課)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当及び期末手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

3枚600円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。

(企画部科学技術振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

使用した切手分については返納の処理をした。

指摘後、切手の受取については、複数でチェックを行い、再発防止に努めている。

【環境生活部】

1 支出負担行為がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

検査試薬等消耗品の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。

(環境生活部衛生環境研究所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時に支出負担行為の整理を行うよう職員に周知し、適正な事務処理に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

システム構築事業の委託契約において、増額変更契約に係る契約保証金を、契約締結時に受領していないかった。

その後、減額変更契約を行う際に、減額変更に伴う契約保証金と増額変更に伴う未受領保証金との差額を納付させていた。

(環境生活部環境整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

契約事務の適正な執行について各職員に周知し、再発防止に努めている。

【福祉保健部】

1 微収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入 違約金及び延納利息	277,818,032円	61.8%	△4.9%
イ 生活保護費返還金	116,486,730円	53.6%	△5.3%
ウ 児童扶養手当返還金	114,818,768円	98.8%	2.2%

エ 児童福祉施設負担金	31,547,560円	68.8%	△6.7%	(福祉保健部青少年・児童家庭課)
オ 心身障害者扶養共済事業費負担金	19,027,730円	73.0%	3.2%	(福祉保健部青少年・児童家庭課、各児童相談所、各福祉保健所)
カ 看護師等修学資金貸付金元利収入	10,044,732円	52.1%	7.1%	(福祉保健部障害保健福祉課)
キ 介護福祉士等修学資金貸付金元利収入	1,917,000円	81.3%	8.2%	(福祉保健部医務課)
				(福祉保健部福祉・援護課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取組みや、償還督励月間における集中的な償還指導の実施、貸付時の面談等による償還意識の向上、償還促進対策会議による情報の共有等により、滞納長期化の防止及び未収金の解消に努めている。

また、口座振替による納付を推進した結果、平成26年3月31日時点において、貸付金元利収入206,784,495円、違約金及び延納利息2,512,913円を回収した。

イ 生活保護費返還金については、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づき、督促状の送付、電話及び訪問による催告や履行延期申請に基づく分割納付の承認のほか、時効が完成した債権については不納欠損処理を行う等の債権管理を行っている。また、未収債権の発生防止を図るため、生活保護受給者に対して訪問活動を通じて常に生活実態の把握に努めるほか、届出義務や返還義務等について説明指導を行っている。

ウ 児童扶養手当返還金については、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について（マニュアル）」に基づき、督促状の発出や電話、訪問等による催告を引き続き行っているところである。

平成25年度においては、263件、67,188,780円の不納欠損処理を行った。

エ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、債務者の納入意識の向上を図るため、担当児童福祉司から直接、負担金についての説明を行い、負担金滞納の未然防止に努めている。また、滞納整理強化月間を定め、未収金削減に努めている。

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、沖縄県心身障害者扶養共済制度債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出、加入者台帳、債権管理台帳（滞納整理票）の整備に取り組み、債権管理に努めている。

カ 看護師等修学資金貸付金元利収入については、長期滞納者については、滞納状況を説明し、納付するよう指導している。また、滞納確認後速やかに納付を求めるとともに、経済的な理由により納付が困難な者については、返還方法変更承認申請に基づく分割納付の承認を行い、収納未済額の発生防止に努めている。

キ 介護福祉士等修学資金貸付金元利収入については、返還金滞納者に対して、督促状の送付及び口頭での催告を行い未収金の回収に努めている。

2 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

出納員及び金銭分任出納員以外の職員が現金の取扱いを行っていた。

(福祉保健部中部福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、必要に応じて臨時の出納員を置くことができるよう改善を図り、沖縄県財務規則に基づき、出納員及び金銭分任出納員において適正に現金の取扱いを行っている。

3 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

携帯電話会社をA社からB社へ変更する際、解約手数料として発生する25,000円について、B社の携帯電話取扱代理店が負担するとの申し出があり、本来、県が収納すべきでないにもかかわらず、資金前渡口座へ振り込ませていた。

(福祉保健部女性相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

収納金については、平成25年3月に全額返金処理した。

指摘後、会計事務の処理に当たっては、関係法令等の確認や会計課等への疑義照会等により法令遵守を徹底するとともに、複数で審査を行い、適正な事務処理に努めている。

4 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、再任用職員の退職前の勤務期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤勉手当の合計で119,017円の不足払いとなっていた。

(福祉保健部若夏学院)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業に入ったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、73,256円の過払いとなっていた。

(福祉保健部中央児童相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払い分並びに勤勉手当の過払い分については、支給及び返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

介護実習等の業務委託において、契約締結後に国庫補助金の減額内示があったが、変更契約を行わないまま、委託金額を減額し支払っていた。

(福祉保健部高齢者福祉介護課)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年度は同様の事務処理は無かった。

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理に努めている。

6 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容

介護職員等待遇改善等特例交付金の支払い事務等に関する委託契約（執行予定額1,632,000円）において、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(福祉保健部高齢者福祉介護課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき適正な処理に努めている。

7 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が238枚、合計18,540円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(福祉保健部南部福祉保健所)

イ 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,920円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(福祉保健部若夏学院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、切手の受払いの際は、受払枚数の確認、受払簿への受取押印を徹底する等、適正な管理に努めている。

8 タクシーカーポン等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

タクシーカーポンについて、受払簿の残枚数より実際の残枚数が22枚、合計1,920円分少なく、管理が適正に行われていなかった。

(福祉保健部中央児童相談所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、タクシーカーポンの受払いの際は、受払枚数の確認、受払簿への受取押印を徹底する等、適正な管理に努めている。

9 許可事務が適切でなかったもの

(1) 指摘の内容

食品衛生法に基づく食品営業許可手続において、営業許可の継続申請から処分がなされるまでに期間を要したため、有効期限が切れてから許可を与えていた。

(福祉保健部中部福祉保健所)

(2) 講じた改善措置の内容

申請があった場合は、速やかに審査を行い、有効期限内に審査結果を交付するように努めている。

【農林水産部】

1 予算執行問い合わせがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

農業経営管理支援対策実践研究会に係る負担金について、予算を執行しようとするときは予算執行問い合わせを行う必要があるが、なされていなかった。

(農林水産部南部農業改良普及センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、予算を執行するときに予算執行問い合わせを行うよう周知を図り、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事　　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	481,340,272円	92.6%	△4.7%
違約金及び延納利息	83,209,725円	99.8%	0%
(農林水産部農政経済課)			
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	60,119,269円	64.8%	△9.4%
違約金及び延納利息	2,015,902円	57.7%	△3.1%
(農林水産部水産課)			
ウ 林業改善資金			
貸付金元利収入	47,086,000円	82.4%	△2.5%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0%
(農林水産部森林緑地課)			

(2) 講じた改善措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入については、滞納者に対して面接を行い、分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成26年3月31日時点で、貸付金元利収入39,328,080円を回収した。

違約金については4,014,295円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入については、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成26年3月31日時点で、貸付金元利収入6,705,000円を回収した。

ウ 林業改善資金貸付金元利収入については、滞納者に対して分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど、回収強化に努めた結果、平成26年3月31日時点で2,097,000円を回収した。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているもの

が次のとおりであった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、55,516円の過払いとなっていた。

(農林水産部水産課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、職員Aについては基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、67,392円の過払いとなっていた。

また、職員Bについては、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため41,247円の過払いとなっていた。

(農林水産部南部農林土木事務所)

ウ 通勤手当の支給に当たって、給与システムへ誤った金額を入力したため79,240円の不足払いとなっていた。

(農林水産部南部農林土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当の過払い分及び通勤手当の不足払い分については、返納及び支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

4 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ネズミ駆除資材（193,200円）について、平成24年9月13日に消耗品費として予算執行伺いを行い、10月6日納品となっていたが、実際には同年4月13日以降、10数回にわたるネズミ駆除業務に係る費用であった。

本来、委託業務として行うべき内容について、消耗品を購入したように処理していた。

(農林水産部中央卸売市場)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年度から委託業務として対応している。

指摘後、会計事務の習熟に努めるため、全職員で研修会を実施し、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

動物用焼却炉補修工事において、予定価格調書の金額（1,470,000円）が予算執行伺いの執行予定期額（1,323,000円）を上回っていた。

(農林水産部宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則に基づき適正な事務処理を行っている。

6 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容

警備委託業務契約（執行予定期額1,310,400円）について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(農林水産部八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則に基づき予定価格調書を作成し、適正な事務処理に努めている。

7 処分伺いがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

物品を処分する場合は物品処分伺いをする必要があるが、導電率計測装置等10件569,688円を処分する際の物品処分伺いがなされていなかった。

(農林水産部中部農業改良普及センター)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則等に基づき物品の処分をするときに処分伺いを行い、適正な事務処理に努めている。

8 タクシーカーポン等の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

タクシーチケット使用料（執行額179,460円）の受払簿を紛失していた。

(農林水産部水産課)

(2) 講じた改善措置の内容

受払簿へ保存年限の記載を行い、また、文書整理を行う際は複数でチェックを行っている。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	7,643,959,185円	94.8%	1.8%
違約金及び延納利息	57,576,281円	98.5%	△2.1%
			(商工労働部中小企業支援課)
イ 貸貸工場施設使用料	45,049,000円	20.2%	14.3%
			(商工労働部企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料相当損害金等	37,771,636円	96.3%	0%
			(商工労働部企業立地推進課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めており、一部の債権については、裁判所を通した整理を図っている。

また、小規模企業者等設備導入資金のうち設備近代化資金の一部債権に加え、高度化資金の一部についても債権回収会社へ委託し、回収の強化を図った結果、平成26年3月31日時点で元利収入427,140,682円を回収した。

イ 貸貸工場施設使用料については、滞納整理事務処理要領に基づき、法人及び連帯保証人に対し、文書催告・電話や訪問等により繰り返し督促を行うとともに債務確認及び納付誓約書を署名・提出させ、納付指導を行った。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等については、滞納整理事務処理要領に基づき、代表者等を訪問し督促を行った。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時の任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかたため、期末手当と勤勉手当の合計で180,790円の不足払いとなっていた。

(商工労働部ものづくり振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払い分については、支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、採用時における職歴等を精査し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、66,400円の過払いとなっていた。

(文化観光スポーツ部文化振興課)

(2) 講じた改善措置の内容

管理職手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックする等し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

2 許可事務が適切でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 県有施設内に公衆電話機を設置する許可是県が行わなければならないが、指定管理者が行っていた。

(文化観光スポーツ部観光振興課)

イ 学内食堂の建物使用に伴い発生する光熱水費について、実費負担とする許可条件を付さないまま、負担額を徴収していた。

(文化観光スポーツ部芸術大学)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、県有施設内に公衆電話機を設置する許可是、県で行った。

イ 指摘後、使用許を行な際には、光熱水費の負担について許可条件として明文化している。

【土木建築部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	693,914,953円	12.5%	△2.5%
イ 県営住宅駐車場使用料	28,081,154円	8.7%	9.6%

(土木建築部住宅課)

(土木建築部住宅課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 県営住宅使用料については、滞納発生直後から文書、電話及び訪問による督促を強化しているほか、長期滞納者（6か月又は20万円以上滞納）に対しては、滞納家賃等の支払い及び明渡しを求める法的措置を迅速に実施している。

イ 県営住宅駐車場使用料については、文書、電話及び訪問による督促強化を行なっている。また、長期滞納者（6か月以上滞納）に対しては使用制限を行い納付を促している。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、育児短時間勤務職員の期間率の算定を誤ったため、91,074円の過払いとなっていた。

(土木建築部技術管理課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、112,088円の過払いとなっていた。

(土木建築部南部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

勤勉手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックする等し、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

旧スクラバー用水取水地跡地（普通財産）は、平成22年12月に道路指定地とそれ以外の土地に分筆、登記を行ったが、公有財産台帳において、新たに生じた地番の土地の登載及び分筆された土地の面積減の調整がされていなかった。

(土木建築部下水道管理事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年4月に沖縄県公有財産規則に基づき、公有財産台帳へ登録を行った。

【出納事務局】

1 処分伺いがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

不用紙類の売払いに当たっては、処分伺いを行う必要があるが、請負業者の準備期間として年間契約の対象から除いた年度初めの5日間については、処分伺いがなされていなかった。

(出納事務局物品管理課)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、複数でチェックを行い、沖縄県財務規則等に基づき物品の処分をするときに処分伺いを行い、適正な事務処理に努めている。

【企業局】

1 予算執行伺いがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の修繕について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(企業局北谷浄水管理事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県企業局会計規程に基づき、予算を執行しようとするときに予算執行伺いを行い適正な事務処理に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 導水管移設等工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事を行うべきであるにもかかわらず、委託業務の完了検査（平成24年10月5日）前に工事に係る執行伺い（平成24年8月24日）を行っていた。

(企業局久志浄水管理事務所)

イ データ管理システム保守点検業務委託契約（執行予定額1,134,000円）について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。

(企業局水質管理事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後は相互に関連する事案の契約事務処理においては、事前に十分な調整を行い、適正な事務処理に努めている。

イ 指摘後は、職員に対し関係通知の周知を図り、沖縄県企業局会計規程に基づき適正な事務処理に努めている。

3 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容

機器保守点検業務委託契約（執行予定額1,585,500円）について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(企業局水質管理事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県企業局会計規程に基づき適正な事務処理に努めている。

【病院事業局】

1 予算執行伺いがなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

白衣等の賃借及び洗濯補修業務及び給食業務請負契約について、予算を執行しようとするときは予算執行伺いを行う必要があるが、なされていなかった。

(病院事業局北部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、予算を執行するときに予算執行伺いを行うよう複数でチェックし、適正な事務処理に努めている。

2 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成24年度末における医業未収金(個人負担分)は1,919,086,104円となっており、前年度末より28,687,940円(1.5%)減少しているが、依然として多額である。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

(2) 講じた改善措置の内容

医業未収金(個人負担分)の発生防止対策として、メディカルソーシャルワーカー等による納付相談の強化、福祉部門と連携した公費申請等の手続支援や斡旋なども行っており、未収金発生の抑止に努めている。高額療養費制度や公費制度等の案内・活用支援を行った。また未収金対策委員会の開催による院内連携の強化とともに、各病院担当者間の情報共有を目的とした未収金担当者会議を開催した。

回収強化対策として、未収金対策強化月間の実施や簡易な裁判上の請求である「支払督促」の申立てを行った。

3 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

津堅診療所においては、未収金の整理に当たって、未収金整理簿を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(病院事業局中部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、未収金整理簿を作成し、適正な事務処理に努めている。

4 報酬が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

嘱託研修医師の夜間勤務に伴う報酬80,000円が支給されていなかった。

(病院事業局中部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

不足払いとなっていた報酬は、平成25年7月に支給した。

5 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容

酸素供給装置の保守点検等業務委託契約(執行予定額16,178,220円)について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

(病院事業局北部病院)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、契約担当者は予定価格調書を作成し、複数でチェックを行い、適正な事務処理に努めている。

6 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

同一敷地内にある医師住宅3部屋の修繕工事について一括して競争入札に付すべきところ、同一期間にそれぞれ別々に随意契約を締結していた。

(病院事業局宮古病院)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年度は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、他案件において一括して入札契約を行った。

7 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 職員が私用で使うため、現金110円と、同額の切手（80円切手1枚、10円切手3枚）を交換していた。

（病院事業局宮古病院）

イ 津堅診療所においては、中部病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていなかった。

（病院事業局中部病院）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、定期的に郵便切手受払簿と現物の照合を行い、適正に管理している。

イ 指摘後、郵便切手受払簿を作成し適正に管理している。

8 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設備等の固定資産を撤去する際は、貸借対照表の固定資産から除却する必要があるが、過年度に撤去済みの空調設備等（11,358,643円）について、除却処理されていなかった。

（病院事業局精和病院）

(2) 講じた改善措置の内容

未処理の固定資産については、沖縄県病院事業局財務規程に基づき、適正に除却を行った。

【教育庁】

1 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 納入義務者から現金を直接収納したときは、原則として領収証を交付する必要があるが、会計管理者が省略を認めていない生産物の売払いに当たって、領収証が交付されていなかった。

（教育庁宮古総合実業高等学校）

イ 出納員以外の職員が現金の保管を行っていた。

（教育庁美咲特別支援学校）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、会計管理者が領収証の交付の省略を認めていない生産物の売払いに当たっては、領収書を交付している。

イ 指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、出納員が現金の保管を行っている。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次とおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母の収入の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で149,339円の過払いとなっていた。

（教育庁国頭教育事務所）

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、配偶者の所得の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で176,800円の過払いとなっていた。

（教育庁那覇教育事務所）

ウ 平成23年度の扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたことが判明した時点で、扶養手当の過払い分は返納されていたが、期末手当の過払い分については返納手続がなされておらず、平成24年度において33,800円の過払いとなっていた。

（教育庁北谷高等学校）

エ 通勤手当の支給に当たって、通勤方法の変更の届出により、支給額が変更となったが、誤った処理を行ったため、41,070円の過払いとなっていた。

（教育庁那覇教育事務所）

オ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、沖縄盲学校で45,585円、中頭教育事務所で103,896円、那覇高等学校で123,943円の過払いとなっていた。

(教育庁沖縄盲学校、中頭教育事務所、那覇高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

扶養手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の過払い分については返納の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックをし、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

3 支出負担行為がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

備品等の購入及び修繕料の支出について、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。

(教育庁宜野湾高等学校、那覇工業高等学校、鏡ヶ丘特別支援学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき契約締結時に支出負担行為の整理を行い、複数でチェックして適切な事務処理に努めている。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア スクールバス管理運行業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約をする場合は、予定価格を変更できないにもかかわらず、予定価格（22,969,800円）を上回る金額（22,999,968円）で契約していた。

(教育庁美咲特別支援学校)

イ 舎食調理業務等委託契約に係る入札において、再度の入札に付して落札者がいないことにより随意契約をする場合は、見積書を徴する必要があるが、徴していなかった。

(教育庁八重山農林高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき複数でチェックをし、適正な会計事務に努めている。

5 許可事務が適切でなかったもの

(1) 指摘の内容

学校施設を第二種電気工事士一般講習の会場として提供していたが、学校施設の目的外使用許可に係る手続がとられていなかった。

(教育庁八重山商工高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県立学校施設の使用に関する規則の周知を図り、同規則に基づき、適正に使用許可を行っている。

6 個人情報の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

臨時の任用職員の募集において、申込書の提出場所を、執務室の職員から直接見ることができない廊下に設置していた。

(教育庁那覇教育事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、申込書の提出場所を執務室内に設け、個人情報について適正に管理している。

7 その他事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

小型実習船による実習を行う場合の、122件の旅行命令簿が作成されていなかった。

(教育庁沖縄水産高等学校)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県職員の旅費に関する条例に基づき旅行命令簿を記載の上乗船するよう周知し、適正に旅行命令簿を作成している。

【警察本部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	51,275,000円	23.9%	△21.2% (警察本部交通指導課)

(2) 講じた改善措置の内容

放置駐車違反金の未収金回収対策としては、沖縄県警察本部放置違反金債権管理マニュアルにより、従来から滞納している者にあっては、所在、生活の実態、財産等を継続的に調査をして督促及び催告をし、それらに応じない者には、強制徴収手続を行っている。

また、新規に滞納した者にあっては、速やかに文書での督促及び催告、電話又は訪問での催告をし、それらに応じない者には、強制徴収手続を行っている。

その結果、平成26年3月31日時点で6,933,000円を回収した。

さらに、徴収業務を効率的に行うため、放置駐車車両違反金の収納に係る金銭分任出納員を設置した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、68,100円の過払いとなっていた。

(警察本部警備第二課)

イ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母を扶養親族として認定する場合は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、父母と同居している職員の弟妹の収入確認をしなかったため、扶養手当、期末手当、特地勤務手当の合計で249,551円の過払いとなっていた。

(警察本部宮古島警察署)

ウ 通勤手当の支給に当たって、認定額の算定を誤ったため、61,154円の不足払いとなっていた。

(警察本部刑事企画課)

エ 単身赴任手当の支給に当たって、給与システムでの処理を誤ったため、41,000円の過払いとなっていた。

(警察本部警察学校)

(2) 講じた改善措置の内容

管理職手当、扶養手当、期末手当、特地勤務手当及び単身赴任手当の過払い分並びに通勤手当の不足払い分については、返納及び支給の処理をした。

指摘後、手当の支給に当たっては、複数でチェックを行い、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めている。

【選挙管理委員会】

1 支出負担行為がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

消耗品等の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後を行っていた。

(選挙管理委員会)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後は、沖縄県財務規則に基づき、契約締結時に支出負担行為の整理を行うよう職員に周知し、適正な事務処理に努めている。

<工事に関する事項>

(平成24年度監査結果報告分)

1 設計変更手続が適正でなかったもの

(1) 改善を要するものの内容

農林水産部における契約金額の変更については、工事設計図書等作成要領（平成14年度版）の中の「設計変更に伴う契約変更の取扱要領」により、当初請負金額の20パーセント又は2,000万円を超

る場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受けることとなっている。

漁港工事において、当初請負金額に比べ、2,996万8,050円、23パーセントの増となっているものが
あった。当該工事の契約変更における支出負担行為等の契約事務については、適正に行われていた
が、取扱要領に基づく契約変更の承認手続がなされていなかった。

今後は、取扱要領に基づき、適正に手続を行っていただきたい。

(農林水産部宮古農林水産振興センター)

(2) 講じた改善措置の内容

平成25年度に、重要な設計変更に関する事項を審査するため「宮古農林水産振興センター工事設計
変更審査会設置要領」を定めた。設計変更については審査会で審議し、適正に手続を行っている。

2 工事監理に改善を要するもの

(1) 改善を要するものの内容

ほ場整備工事において、工事金額が大幅に増加したものがあった。予定していた客土が使用不可と
なるとともに、別途に手配した客土単価の増加と数量の増加が発生したことがこの原因である。

今後は、事前の調査を徹底していただきたい。

(農林水産部南部農林土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

監査結果を職員に周知し、再発防止に努めている。ほ場整備工事において、地区搬入前に客土とし
て使用できるか十分に調査を行う。

3 安全管理に改善を必要とするもの

(1) 改善を要するものの内容

道路改良工事において、推進工部立杭施工時の昇降設備に脚立を使用している箇所があった。1.5
メートル以上高さがある場合は、移動梯子等、労働安全衛生規則第526条、同527条で定められている
構造のものとする必要がある。

今後は、請負業者の指導を徹底していただきたい。

(土木建築部中部土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

請負業者に対する安全衛生管理体制の確認・指導を、工事発注後の施行計画書の打ち合わせ時及び
会議等の際に実施している。

4 施設の改修が必要なもの

(1) 改善を要するものの内容

道路改修工事の現場確認を行ったところ、電柱設置部の舗装面が沈下し、補修が必要となっている
箇所があった。

また、歩道と民有地の間に落差があるため防護柵を設置しているが、1メートル程度歩道防護柵が
なく延長を検討する必要がある箇所があった。

補修及び防護柵の延長について、適切に対応していただきたい。

(土木建築部宮古土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

電柱の占用者へ補修依頼を行い、平成25年7月に補修を完了した。また、平成26年2月に歩道防護
柵の設置を行った。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成24年度監査結果報告分)

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

- ア 財団法人沖縄県看護学術振興財団では、会計事務等が適正でないものが次のとおりあった。
- (イ) 法人市民税の申告をしていないことから、過去5年分の法人市民税250,000円と延滞金30,500円の合計280,500円の不経済な支出となっていた。
- (ウ) 看護大学紹介DVD制作委託について、契約書の契約期間は平成24年3月31日までとなっているが、成果物の納品は平成24年9月13日と約5か月遅れていた。

(福祉保健部所管)

- イ 沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体では、管理業務委託契約（契約金額33,457,200円）の支払いにあたり、増額変更契約を締結すべきところを手続きを行わずに支払い（支払額34,969,200円）を行っていた。

(商工労働部所管)

- ウ 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が127,009,533円と多額になっていた。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

- ア(イ) 財団法人沖縄県看護学術振興財団に対し、法人市民税の申告及び減免申請を適正に行うよう指導した。同財団では、平成25年度においては、法人市民税の申告及び減免申請を行った。
- (ウ) 財団法人沖縄県看護学術振興財団に対し、委託業務に関して必要に応じ契約変更を行うなど進捗管理を徹底するよう指導した。同財団では、平成25年度においては、工程表を作成するなど委託業務の作業日程の管理を行い、納期内に確実に成果物が納品できるよう改善を図った。
- イ 沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体に対し、適正な契約手続きを行うよう指導した。指摘後、同企業体では経理担当者と契約担当者による二重のチェックを行い再発防止に努めている。
- ウ 沖縄県住宅供給公社に対し、未収金の縮減に向け、公社債権管理マニュアルに基づく支払い催告強化及び法的措置の実施とともに、所在不明の退去滞納者や法的措置後も債権が残る滞納者の債権等については、不納欠損処理の検討を行うよう指導した。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

- ア 公益財団法人沖縄県平和祈念財団では、平和の礎の指定管理運営において、基本協定書第4条に基づき、指定管理料の支払いは支払計画を県と協議の上決定することと規定されているが、協議がされていなかった。

(環境生活部所管)

- イ 沖縄熱帯植物管理株式会社では、基本協定書第21条に基づき、県の所有に帰属する備品については備品台帳を作成し適正に管理しなければならないが、備品台帳を作成していなかった。

(農林水産部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

- ア 県及び公益財団法人沖縄県平和記念財団で協定書の内容の再確認を行い、平成26年度の指定管理料の支払い計画について協議を行った。
- イ 沖縄熱帯植物管理株式会社に対し、基本協定書に基づき備品台帳を作成するよう指導し、同社では、平成25年度に備品台帳を作成した。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

1 督促状の未発出について

(1) 指摘の内容

- 沖縄県財務規則第50条第1項「収入徴収者は、収入金を納入期限まで完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を発して督促するとともに滞納整理票を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発出していないものが次のとおりとなっていた。

督促状は債権の履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有し、また、公法上の債権については延滞金の発生や滞納処分の前提要件となることから、督促状を発出する必要がある。

債権名

所管機関名

児童扶養手当返還金

青少年・児童家庭課

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

(2) 講じた改善措置の内容

児童扶養手当返還金については、滞納者あて督促状を作成し発出している。

2 催告の未実施について

(1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名

児童扶養手当返還金

所管機関名

青少年・児童家庭課

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

(2) 講じた改善措置の内容

児童扶養手当返還金について、滞納者あて文書、電話、訪問により催告を行っている。

3 不納欠損処理の適正実施について

(1) 指摘の内容

平成21年度末時点で消滅時効が完成している公法上の債権が次のとおりであった。

消滅時効が完成している公法上の債権については、収納の根拠がなく、徴収できないものであり、財産状態の適正な把握のため、速やかに不納欠損処理を行う必要がある。

債権名

児童扶養手当返還金

所管機関名

青少年・児童家庭課

消滅時効債権金額

84,773千円

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

(2) 講じた改善措置の内容

児童扶養手当返還金について、時効が完成している債権（263件、67,188,7800円）について、不納欠損処理を行った。

(平成24年度監査結果報告分)

1 より経済的で職員の使い易いシステムを構築する必要があるもの

(1) 指摘の内容

文書管理システムの改修の際は、アンケートの結果及び部局等のヒアリング結果を参考にし、より経済的で職員の使い易いシステムを構築する必要がある。

また、一部の出先機関において、文書管理システムで処理すべき文書の収受を、文書管理システム以外で処理しているものがあった。実態把握に努めるとともに、適切に指導する必要がある。

(総務部総務私学課)

(2) 講じた改善措置の内容

平成24年度に実施した各種の調査結果を参考に、平成25年度に文書管理システムの改修を行った。

また、次期文書管理システム（平成27年度運用開始予定）においては、現行システムの評価、分析を行い、システム機能の精査、運用管理体制の見直しなどを実施し、経済的なシステムの構築を目指す。

出先機関について、平成24年度に実施した出先機関ヒヤリング調査において、適切に文書管理システムを利用するよう周知を行っている。今後、継続して出先機関の適切なシステム利用の周知に努めていく。

(平成25年度監査結果報告分)

1 安全運転管理者等の選任について

(1) 指摘の内容

安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法第74条の3に基づき選任する必要があり、運転者に対して安全な運転を確保するため必要な指示を与えるなど、重要な役割を担っている。

平成25年10月31日現在、安全運転管理者については、12機関において選任及び届出の手続が行われていない。また副安全運転管理者については、2機関において選任及び届出の手続が行われていない。適切に対応していただきたい。

・安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

農林水産部：畜産研究センター

・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

総務部：那覇県税事務所

農林水産部：宮古農林水産振興センタ一家畜保健衛生課、水産海洋技術センター

商工労働部：具志川職業能力開発校、浦添職業能力開発校

県立学校：鏡が丘特別支援学校

病院事業局：宮古病院

(2) 講じた改善措置の内容

- ・安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関
安全運転管理者を平成26年1月に選任した。

なお、副安全運転管理者については、監査指摘後に確認した結果、選任及び届出を行う必要のないことが判明した。

- ・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関
安全運転管理者の選任及び届出の手続きを完了している。